

ねこネットワーク

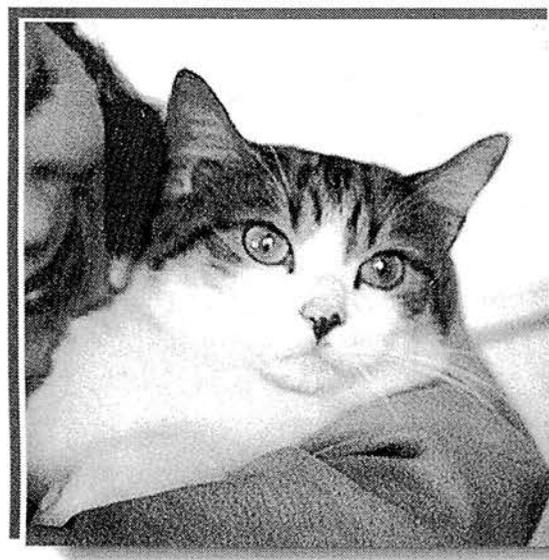


Neko-Dasuke NEWS

1997 平成9年5月 Vol.2 発行
ねこだすけ／本部
Tel.03-3350-6440
Fax.03-3351-7057

編集／杵屋経人
ねこネットワークニュース
〒160東京都新宿区信濃町10

Internet Homepage <http://www02.so-net.or.jp/~nekonet/> E-Mail nekonet@wa2.so-net.or.jp



ねこじまん

- ◆わが家のミッキーは、ホントウに器量が良いのであ…。宇宙一であ…。
- ◆ウチのチャンビーは、テレビの洋面を良く観ます。しかも字幕スーパーです。字幕の日本語を、ねこ語に翻訳し、翻訳したねこ語を、人間語の英語に変換した後に、テレビから聞こえる英語の音声と、人間語の日本語の字幕スーパーに、「違訳」を見つけると、目がまんまるになります。

投稿募集

苦勞話し

ねこが体験した苦勞◆生まれてから3か月くらいは、兄弟3匹と飼い主の家にいたんだ。けど、お乳がいらなくなった頃に、遠くに捨てられてしまった。そのことについてはもういいんだ…なぜって？2日くらい必死で優しくそうな新しい飼い主さんをさがしたから…。お腹はずいぶんすいたけど、捨ててくれた人がいたのさ、良い人だと思うよその人…。その人のお家に連れていかれて、ミルクとか、カリカリとか食べさせてもらったのさ。

ボク、おしっことうんちは、固まるお砂のねこトイレでしなさいって言われて育てていたから…(多分ボク生まれとか育ちは良い方だと思うよ。でも捨てられたのが少しどうか…とも思うけど。)トイレのことでスゴク困ったのさ。新しい飼い主さんは、ボクのこと突然だったから、ねこトイレもお砂も無い!!…。しかも2日間も無いんだ。ボクしかた無いから、おしっこだけは、バスルームの湯船でしちゃったよ。

困ったのは、ウ・ン・チ…。

3日めに、やっとねこトイレを買ってくれて、お砂を見つけたときは、本当にうれしかった。立派なウンチをたくさんしてやったのさ。

近所の皆さん心配してます。

◆外猫の餌やりをするSさん。近所では、水を張ったドラム缶に押し込まれて、水死状態の親子猫事件もあったような地域です。愛猫家と、反目する人とのトラブルも見られるところです。

Sさんは、毎日のように使い捨てのお皿などで、餌を数匹分置いて回っています。しかし、猫擁護派のお宅の空き地だけとは限らないのです。お皿の後片付けもそれほど素早く無いので、時々忠告をされていますが、Sさんにも時間など、いろいろな都合があってあまり改善されません。

どなたか、この件に関する素敵な改善案を教えてください。「Sさんにこのように話してみたら」…とかです。

近所の皆さんが本当に心配しています。

「ねこじまん」 「苦勞話し」 「しゃべると良いお話」 「はらのたごころ」 「耳よりの情報」 「言いたい放題」 などなど、ジャンルは問いません。写真があったら同封してください。今回は、「ねこじまん」と「苦勞話し」にしました。

動物管理事務所では、動物愛護の普及事業業務が増えてきているようですが、実際はどのようなのでしょうか？



東京都の場合、ねこの拾得者が、所有者の判明しないねこの引き取りを申請するときの申請書には、都条例18条第3項※の規定によると記載されています。また都条例21条第3項の最後には「……処分することができる。」と規定されています。ねこの拾得者が、所有者の判明しないねこの引き取りを申請したときは、結論を急ぐと「処分」つまり殺すことをお願いしたことになります。平成7年度では、約8,000匹のねこが拾得者から引き取りを申請されています。

拾得者に限らず、所有者からの引き取りも都条例に別に規定されています。

また、動管法には「犬又はねこの所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。」とあり、引き取った新たな所有者や占有

者または飼養する者も、みだりに繁殖しないための措置をすることが努めになります。平成7年度に東京都では約1,300匹のねこを所有者からの申請で引き取っています。この引き取りを申請した所有者は、やはり拾得者と同じように「殺す」ことをお願いした

のでしょうか？あるいは、繁殖するために飼養を続けられないと考えたからだったのでしょうか？行政の力で、「繁殖を防止する措置」つまり、不妊や去勢の手術を積極的に行うようになると、一般人達からのねこを「殺す」ための申請は少なくなるのではないのでしょうか。

動物管理事務所が、狂犬病対策などで動物を殺すことはほとんどなくなっており、動物愛護思想の普及事業が拡大しているようですが、ねこに関しての動物愛護思想の普及には、引き取り申請の数からしても、様々な課題が残ります。

◆都の担当者との話し合い(4月25日)は、次号に掲載を予定しています。◆

※ [都条例18条第3項 知事は、所有者の判明しない犬又はねこの引き取りを、その拾得者から求められた場合において、当該犬又はねこを引き取ることがやむを得ないと認めるときは、これを引き取るものとする。]

ひとりの手では出来ないことが多すぎます。どうかあなたの力を貸してください。

「会員」に申し込んでください。

- 会員の力を合わせて、ひとりひとりの行動を大きな波にします。
- 会員やサポーターにはNeko-Dasuke NEWSなどをお届けします。
- 会員には、不妊や去勢費の補助、捕獲の援助があります。

【会員】 入会金1,000円/会費のきまりはありません。会員からの支援金や寄付を充当します。

猫に対する人間の責任をひとりひとりが果たす、大勢の人達のネットワークです。強制や制約はありません。ひとりひとりがそれぞれの立場で活動します。

「サポーター」になってささえてください。

ねこだけに賛同する篤志家の方に、支援金や寄付をお願いします。支援者となってねこだけをささえてください。

■会員/サポーター/ボランティアへのお申し込みやお問い合わせ、ご意見は、お電話またはファクシミリかEメールでお願いします。お申し込みを受け付け次第、書式を郵送します。

電話 03-3350-6440 ファクシミリ 03-3351-7057 e-mail nekonet@wa2.so-net.or.jp

Neko-Dasuke MEMBER
Neko-Dasuke SUPPORTER

「会員」に
なっ
て
く
だ
さ
い。
オ
ネ
ガ
イ
!!
ス
イ



ひとりひとりが、猫に対する責任を果たしやすくするためのネットワークです。

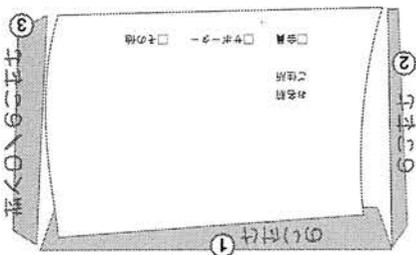
● 私たちが、猫に対して行わなければならない責任を、ひとりひとりが果たします。そして次の世代が引き継いでくれることを目的に活動しています。● エサやりや、不妊と去勢のための捕獲、通院、相談、広報行政への陳情などをボランティアで行っています。● 行政に陳情書を提出する際の署名をお願いします。● 不妊や去勢、治療などにご協力いただけるドクターいませんか。● ねこだけは、会員と篤志家のサポー

ーターにささえられています。● ねこだけは政治に中立です。● ねこだけの資金は営利目的の提供を受けません。● ねこだけの活動は、人が猫に対して責任を果たすことを原則としています。強制や制約を持ちません。また利権のためや、営利のための活動はしません。● 会員のひとりひとりがそれぞれの立場で、猫に対する責任を果たします。● 皆さまのご協力をお願いいたします。

恐れ入りますが
切手をお貼り
ください。

東京都新宿区信濃町10松香ビル301
ねこネットワークニュース
「ねこだすけ編集部」行

1600



会員 サポーター その他

ご住所

お名前